

令和7年3月吉日

保 護 者 各 位

香川大学教育学部附属坂出小学校
校長 片 岡 元 子

香川県第3子以降学校給食費無償化事業について

保護者の皆様には日頃から学校教育活動にご理解・ご協力いただきありがとうございます。

さて、香川県では令和7年度も上記の事業を行うことが決定され、香川大学も県に準じて第3子以降の学校給食の無償化を引き続き行うこととなりました。つきましては、本事業に該当するお子様がいらっしゃる保護者の方は、申請を行うことができます。詳しくは通知文及び記入例をよくお読みになり、申請の手続きをよろしくお願いいたします。

令和6年度申請された方も、令和7年度用に再度申請が必要です。

なお、申請される保護者の方は、お手数ですが、第1号様式の申請書（保険証の写しを貼付）と口座振込依頼書を印刷し、ご記入の上、ご家庭にある封筒に入れ、表面に児童名をご記入の上、**3月17日（月）（厳守）までに**学級担任へご提出ください。

令和7年度香川県第3子以降学校給食費無償化事業の申請について

(毎学年申請が必要です)

多子世帯における経済的負担の軽減のため、**第3子以降(※1)**の義務教育期間における学校給食費を無償化します。

附属小学校及び附属特別支援学校(小学部・中学部)が対象となります。

●無償化の対象

- ① 子を3人以上扶養している。
- ② ①の子のうち、第3番目以降の子が、本校で学校給食の提供を受けている。
- ③ 国や県及び市町の補助制度等により、学校給食費の全額補助を受けていない。
なお、上記の補助制度で、学校給食費の一部の補助を受けている場合は、当該補助額を除いた額を給付します。
- ④ アレルギー等により、学校給食の提供を受けずに弁当を持参している場合(完全弁当)は、給食費相当額を補助します。(※2)

●申請手続き

「教育学部附属学校第3子以降学校給食費無償化事業申請書等」を学校長あてに提出してください。

(注) 申請後、申請内容に変更が生じた場合は、速やかに学校(事務室)に申し出てください。

●提出書類

附属坂出小学校ホームページ 保護者の皆さまへ(学校からのお知らせ)に様式を掲載しています。

- ・教育学部附属学校第3子以降学校給食費無償化事業申請書
- ・扶養している上二人の保険証の写し。(申請書裏面に貼り付けてください。)
(無償化事業対象児童(3番目以降の子)の保険証の写しは必要ありません。)

- ・口座振込依頼書

毎年度必要です。無償化事業対象児童(3番目以降の子)が複数いる場合は、対象児童ごとに記入し、提出してください。

用紙についてはご家庭で印刷していただくか、9時～16時に事務室(☎46-2692 赤尾・横井)にご連絡いただければ配布いたします。

●支給方法 実績報告確認後、次のとおり保護者口座に振り込み予定。

- ・4～6月分・・・8月末までに
- ・7～9月分・・・11月末までに
- ・10～12月分・・・2月末までに
- ・1～3月分・・・翌年度4月末までに

●提出先

ご家庭にある封筒の表面に児童名を記入の上、関係書類を入れて、

3月17日(月)厳守で学級担任へ提出してください。

(裏面参照)

※1 第3子以降とは

両親が扶養している子どもで、**(就職等で扶養からはずれた子どもは、対象とならない(非扶養))**
年齢が上から3番目以降の子どもをいう。

	事例1	事例2	事例3
第1子	扶養(対象外)	非扶養	非扶養
第2子	扶養(対象外)	扶養(対象外)	非扶養
第3子	扶養(対象)	扶養(対象外)	扶養(対象外)
第4子	扶養(対象)	扶養(対象)	扶養(対象外)

※2 アレルギー等によりやむを得ず学校給食の提供を受けられず弁当を持参している場合(完全弁当)の補助額の計算方法

給食費(※3) × 給食回数(※4)(弁当持参)実食分 = 補助額

(※3) 牛乳のみ利用の場合は、牛乳代を減額した給食費

(※4) 学校長が認めた回数